

生駒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和2年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年1月4日

生駒市監査委員	東 良 徳 一
生駒市監査委員	平 松 亜 矢 子
生駒市監査委員	白 本 和 久

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

2 監査の実施期間

令和2年10月28日（水）～11月18日（水）

3 監査の対象

対象団体：生駒市民生・児童委員連合会

所管課：福祉健康部高齢施策課

4 監査の方法

生駒市監査基準に準拠し、団体及び市の所管課から監査資料の提出を求め、関係諸帳簿等と突合・確認し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

5 生駒市民生・児童委員連合会について

(1) 生駒市民生・児童委員連合会の概要

民生委員及び児童委員（以下、「民生・児童委員」という。）の信条及び精神にのっとり、民生・児童委員の活動の推進と地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）相互の連絡調整及び親睦を図り、市民の福祉向上に資することを目的として設置された。

(2) 組織等

生駒市内のすべての民生・児童委員によって構成される地区民児協をもって組織されている。また、連合会に役員会を置き、地区民児協の会長、副会長及び主任児童委員の代表者をもって構成されている。

(3) 市の補助金等について

市が地区民児協等に支出する補助金等については下記のとおりである。

① 生駒市民生・児童委員活動費交付金（根拠：生駒市民生・児童委員活動費交付金要綱）

対 象：民生・児童委員（交付に関する事務は、民生・児童委員連合会会長が行う）

交 付 額：21,736,500円（令和元年度）

（前年度の県支出「民生児童委員活動費負担金」の額＋7万円）

交付時期：年2回（前期：交付金額の12分の8、後期：交付金額の12分の4）

② 生駒市地区民協組織的活動費補助金（根拠：生駒市地区民協組織的活動費補助金交付要綱）

対 象：地区民児協

交 付 額：1,406,100円（令和元年度）

（当該年度の県支出「民生児童委員協議会活動推進費負担金」相当額）

内訳 (円)

地区民児協名	金額
生駒北第一	240,800
生駒北第二	208,500
生駒西	249,020
生駒東	236,340
生駒中	227,500
生駒南	243,940
合計	1,406,100

(4) 生駒市民生・児童委員連合会予算執行状況

（令和2年4月1日～令和2年10月28日）

令和2年度の予算執行状況は、次のとおりである。

歳入 (円)

費目	予算額	収入額	差引額	収入率(%)
会費	3,150,000	2,046,000	1,104,000	65.0
受託金	244,500	0	244,500	0.0
負担金	10,000	0	10,000	0.0
雑収入	35,885	6	35,879	0.0
繰越金	589,615	589,615	0	100.0
合計	4,030,000	2,635,621	1,394,379	65.4

歳出

(円)

費目	予算額	執行済額	執行残額	執行率(%)
活動費	1,044,500	41,181	1,003,319	3.9
研修費	1,250,500	0	1,250,500	0.0
事務費	560,000	103,220	456,780	18.4
負担金	1,155,000	490,000	665,000	42.4
予備費	20,000	0	20,000	0.0
合計	4,030,000	634,401	3,395,599	15.7

(ア) 収入・支出事務について

生駒市民生・児童委員連合会の会計は通帳管理されており、収入・支出に関する関係書類と管理口座の通帳を照合・確認した。

6 監査の結果

監査の対象に係る事務の執行について、監査した範囲において概ね適正に処理されていたが、以下の点について検討・改善が必要と思われるため、市長は、検討・改善などの措置を講じられたい。また、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、講じた措置の内容について、令和3年3月31日までに書面にて監査委員に通知されたい。

なお、軽微な指摘事項については口頭で直接担当者に指導した。

○交付金及び補助金の交付手続きについて

生駒市民生・児童委員活動費交付金及び生駒市地区民協組織的活動費補助金の交付手続きについて、交付対象者に交付されるまでの流れがわかりにくいため、より分かり易く効率化するように検討・改善されたい。

また、生駒市民生・児童委員活動費交付金について、市から民生・児童委員連合会長口座に振込み後、地区民児協口座を経て各民生・児童委員に現金で支払われている。現金を直接取り扱うリスクや作業の効率化の観点からキャッシュレス化を図るよう検討・改善されたい。